

# 渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、幹事会の幹事会会長(以下「幹事会会長」という。)の指示を受け、規約第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の部会名及び構成員については、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 専門部会に、それぞれ部会長1名及び副部会長5名を置く。

2 部会長及び副部会長は、専門部会の部会員の中から幹事会会長が指名する。

(役員職務)

第5条 部会長は専門部会を代表し、それぞれの会務を総理する。

2 副部会長はそれぞれの部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の会長(以下「会長」という。)が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事会会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村の担当部門が行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。